

議 第 1 9 号 議 案

埼玉県内小中学校体育館にエアコン設置補助制度の創設を求める意見書
の提出について

埼玉県内小中学校体育館にエアコン設置補助制度の創設を求める意見書を別紙のと
おり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年12月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

埼玉県内小中学校体育館にエアコン設置補助制度の創設を求める意見書を地方自治
法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

埼玉県内小中学校体育館にエアコン設置補助制度の創設を求める意見書

近年、記録的な酷暑になり、今後もその傾向にあることが予想される。

埼玉県内の小中学校体育館のエアコン設置率は、2019年9月1日現在0.8%という現状であり、熱中症などの健康被害にもつながりかねない状況にある。小中学校体育館は、災害時における避難所として地域の重要な防災拠点でもあり、エアコン設置は緊急の課題である。

東京都は、区市町村の公立学校体育館へのエアコン設置について、「2021年度までに完了する見込み」とする3年間の補助制度を創設した。補助率は3分の2で、リース契約の場合の補助率は2分の1とのことである。

東京都が補助制度の創設を発表後、都内の多くの自治体が小中学校体育館へのエアコン整備を計画化しており、2021年度までに20区10市が全校設置の予定とのことである。

埼玉県でも同様な取り組みを早急に実施するべきと考える。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、教育環境のさらなる充実や災害時の避難所としての環境整備向上のために、東京都で実施されているような小中学校体育館へのエアコン設置補助制度を創設することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

富士見市議会

埼玉県知事 大野元裕様